

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月20日

石川県知事

殿

提出者

住 所 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1  
氏 名 内灘町長 川口 克則  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-286-1115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	内灘町浄化センター
事業場の所在地	河北郡内灘町字大根布八字11番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	36 水道業
②事業の規模	別紙添付
③従業員数	4人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙添付

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	1,851 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	2,200 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	1,851 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,757 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	94 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	2,200 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2,200 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 添付資料

### 1. 事業概要

	計画処理人口	計画整備面積	日最大汚水量	目標年度
全体計画	26,400人	630ha	9,900m <sup>3</sup>	令和12年度
認可計画	27,100人	529ha	10,100m <sup>3</sup>	令和5年度

内灘町公共下水道は、昭和54年より事業を開始し、現在513haの認可を受け、事業を進めており、令和4年度末における人口普及率は99.9%となっています。

- ・ 配置図・・・・・・別紙1添付
- ・ 製造フロー・・・・別紙2添付
- ・ 連絡先・・・・・・内灘町都市整備部上下水道課 076-286-6718
- ・ 内灘町浄化センター 076-286-5351

### 2. 計画期間

- ・ 計画期間・・・・・・令和6年4月～令和7年3月

### 3. 廃棄物処理にかかる管理組織図・・・別紙3添付

### 4. 廃棄物処理の抑制に関する事項

現状・・・良好な処理水を放流する為には、場内の汚泥量（微生物量）が重要であり、一概に発生汚泥量を抑制することは、処理水の水質を悪化させる原因ともなりうる。そこで現在、当施設では放流水質を悪化させずに、生物処理（嫌気好気運転）にて汚泥量の抑制に取り組んでいる。

目標の設定・・・2,200t／年

### 5. 廃棄物処理の分別に関する事項・・・・・・該当なし

### 6. 廃棄物処理の再生利用に関する事項

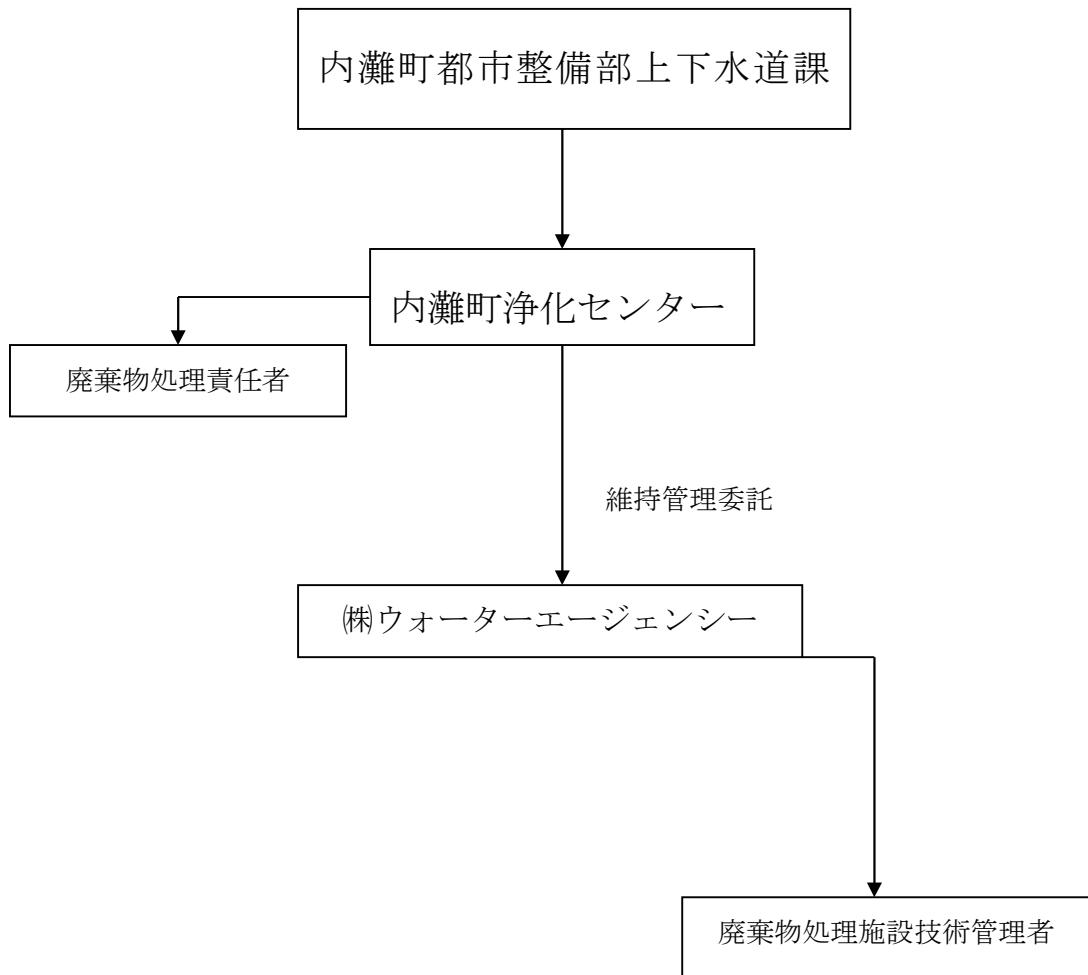
現状・・・汚泥の大部分は河北郡市広域事務組合にて汚泥を焼却し、焼却灰を貯留場で貯留している。

委託契約状況・・・運搬・・有限会社北商事 津幡支店

(内灘町浄化センター～河北郡市広域事務組合まで 2,217円／t)

焼却・・河北郡市広域事務組合 (10,611円／t)

## 管 理 組 織 図



## 産業廃棄物処理計画フロー

